

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科 再入学出願要項（2026年度4月再入学）

1. 出願資格等

- (1) 大学院海洋科学技術研究科を、学長の許可を受けて、2023年3月31日以降において、退学した日が原則として各年の3月31日～9月29日の期間の者
 - (2) 大学院海洋科学技術研究科を、授業料未納により、2023年3月31日以降において、除籍された日が原則として各年の4月1日～9月30日の期間の者
- ※懲戒処分による退学者、再入学が許可されても成業の見込みがないと認められる者及び停学処分を受けて解除される前に退学又は除籍となった者は、出願できません。

2. 出願期間

2026年1月9日(金)～1月30日(金)

※出願書類は教務課大学院係からデータで配布します。大学窓口では配布しません。

※原則として郵送（簡易書留）による出願とし、締切日必着とします。

また、発送時に、追跡番号を教務課大学院係に連絡してください。

3. 出願先

〒108-8477 東京都港区港南4-5-7 学務部教務課大学係

Tel : 03-5463-0395 e-mail : k-dai@o.kaiyodai.ac.jp

4. 出願手続

出願期間内に検定料を振り込み、かつ出願書類を提出してください。

【検定料】

30,000円 納付先は教務課大学院係から配布される書類で確認してください。

【出願書類】

1. 再入学願書	1 通	本学所定のもの。写真[縦4cm・横3cm、出願前3か月以内に撮影、裏面に氏名記載]を貼付
2. 再入学を志願する理由及び再入学後の計画について	1 部	1,000字程度
3. 就学が可能である旨を認めた担当医師の診断書	1 通	疾病等により退学した場合のみ提出
4. 退学の理由が解消されたことを証明又は説明する書類	1 通	疾病等以外の理由により退学した場合のみ提出
5. 授業料の支払いが可能になったことを説明する書類	1 通	授業料未納により除籍された場合のみ提出
6. 検定料納付証明書	1 通	検定料を振り込んだ金融機関が発行したもの[ATM利用明細等]を所定の台紙に貼付
7. あて名票	1 枚	本学所定のもの。合格時の連絡先を記入

【出願にあたっての注意事項】

- 提出された書類等に不備がある場合は、受理しません。また、受理後の出願書類等の変更・追加は認めません。
- 再入学願書及び出願書類等に虚偽の記載をした場合、記載すべき事項を記載しなかった場合又は提出すべき書類を提出しなかったことが判明した場合は、再入学決定後でも入学許可を取り消すことがあります。
- いったん提出された出願書類等は、いかなる理由があっても返却しません。
- 証明書等（担当医師の診断書等）は、複写ではなく原本を提出してください。

- 払込済の検定料は、①検定料払込後出願しなかった場合又は出願が受理されなかった場合、②誤って検定料を二重に払い込んだ場合に限り、返還に要する手数料を控除した額を返還します。
- 再入学時及び再入学後の在学中に入学料・授業料の改定を行った場合には、改定時から新入学料・新授業料が適用されます。
- 提出された出願書類等に記載されている個人情報、合格者選抜その他の必要な目的以外には使用しません。

5. 選抜方法

再入学前の大学院海洋科学技術研究科での成績、出願書類の審査及び面接により行い、その結果を総合して判定します。

6. 合格発表

2026年2月20日（金）10時00分

掲示による発表に加え、合格者には合格通知書を送付します。不合格者への通知は行いません。また、電話等による可否の問合せには応じません。

掲示場所 品川キャンパス 大学会館前大学院研究科掲示板
越中島キャンパス 1号館正面掲示板

※選考日程により、上記日程より前倒しして合格発表及び合格通知を行う場合があります。

7. 入学手続

合格者には合格通知書及び入学手続に関する書類を送付します。

なお、入学料、授業料は次のとおりです。

入学料 282,000円

授業料 半期分 267,900円（年額 535,800円）

※所定の期日までに入学料を納付しない場合は、入学を取り消します。

8. 再入学後の所属、修業年限・在学年限等

- (1) 再入学後の研究科及び専攻は、再入学前に所属していた研究科及び専攻とします。ただし、再入学前の研究科及び専攻における教育課程が存続していない場合には、当該教育課程を承継した他の研究科及び専攻がある場合に限り出願可能です。
- (2) 再入学後の修業年限は、退学前の修業年数と合わせて、又は除籍前の修業年数から除籍の対象となった学期の期間を除いた修業年数と合わせて、大学院学則第9条に規定する年数（再入学前に長期履修が認められていた場合には、大学院学則第9条の2第2項の規定により学長が別に定めた年数）となります。
- (3) 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数と合わせて、又は除籍前の在学年数から除籍の対象となった学期の期間を除いた在学年数と合わせて、大学院学則第10条に規定する年数（再入学前に長期履修が認められていた場合には、大学院学則第10条ただし書きの規定により学長が別に定めた年数）となります。
- (4) 再入学後の休学期間は、退学前又は除籍前の休学期間と合わせて、大学院学則第38条の規定に基づき準用する学則第49条に規定する年数となります。
- (5) 再入学前の成績評価は、単位修得の有無にかかわらず、再入学の際、全てそのまま移行します。
- (6) 再入学を許可された者が、再入学後に再び退学し、又は除籍となった場合は、その後の再入学は認めません。

9. 問合せ先

【出願に関する全般】

学務部教務課大学院係 Tel : 03-5463-0395 e-mail : k-dai@o.kaiyodai.ac.jp

【各種支払】

財務部財務課資金管理係 Tel : 03-5463-0369 e-mail : z-kanri@o.kaiyodai.ac.jp